

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、法第115条の45の5第1項に規定する基準に基づき、審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、指定基準を満たしていると判断した時は、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

4 省令第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該事業所の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「指定基準要綱」）に規定する員数又は従事者に関する基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、指定基準要綱に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者の役員等（法第70条第2項第6号に規定するもの。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律であって政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35の第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。）であるとき。ただし、

当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35項第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (10) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 前号に規定する期間内に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であったもので、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第

1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- (13) 申請者の役員等のうちに第5号から第8号まで、第10号又は第12号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、前条の規定による指定をすることにより、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、同条の規定にかかわらず、当該指定をしないことができる。

- (1) 瀬戸市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過するおそれがある場合

- (2) 法第115条の45第1項に掲げる地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがある場合

(指定の更新)

第6条 指定事業者は、法第115条の45の6第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書（第3号様式）を当該指定の有効期間が満了するまでに市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(指定の取消又は効力の停止)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定取消（効力停止）通知書（第4号様式）により当該指定事業者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書（第5号様式）を、当該指定に係る事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（第6号様式）を、10日以内に市長に提出しなければならない。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第3条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条

において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を、愛知県、愛知県国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
(指導及び監査)

第10条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者に対して、指導及び監査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行について必要な準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。